

### 3. 今後の課題について

#### (1) 令和4年4月1日施行の事前調査結果の報告書制度

- ・全国での年間の報告件数 230万件（環境省の推計値）
- ・県内での年間の報告件数 2.3万件（全国の1/100と仮定）

#### 【事前調査結果の報告制度の対象となる解体等工事】

- ・解体、補修等の対象となる延べ床面積が80m<sup>2</sup>以上  
または
- ・請負金額の総額が100万円以上

- ・各管内別の報告件数（県内各市町の人口（令和2年度）を基に試算）

#### 各市町の人口割合からの試算

（単位：件数）

	大津市	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計
年間	5,579	5,634	2,334	3,697	2,530	2,468	757	23,000
1日あたり	22.3	22.5	9.3	14.8	10.5	9.8	3.0	92

※1日あたり＝年間件数／250日

#### (2) 令和5年10月1日施行の有資格者による事前調査の実施制度

##### ①有資格者（建築物石綿含有建材調査者）の数について

- ・全国の有資格者数 約2,500人（公表データより 8/6確認時点）
- ・滋賀県における有資格者数 25人（公表データより 8/6確認時点）  
23,000件/25人 ⇒ 1人の有資格者が請け負う事前調査の件数 920件/年  
※国のKPI（重要業績評価指標）では、法施行時点で20万人から30万人とされている

##### ②登録講習機関について

- ・報告件数に比して、有資格者数が不足しており、登録講習機関も不足している状況にある。  
全国 6団体（令和3年3月時点）  
→19団体（令和3年7月時点） ※一覧表参照

##### ③事前調査結果の質の確保について

- ・資格の更新制度はない  
新たな知見や法改正情報を知る場が確保されない可能性がある。
- ・コンプライアンス規定がない  
不適切な事前調査を実施した場合でも資格の取り消し等の処分規定はない。  
（不適切は事前調査に関する法的責任は、元請業者に生じる。）